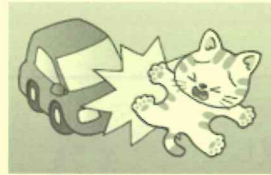


犬、猫の飼い方のマナーを守りましょう。



屋内飼育をしましょう。



糞の後始末をしましょう。



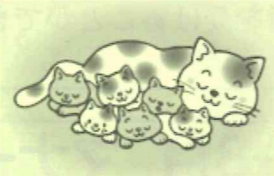
トイレのしつけをしましょう。



放し飼いはしないでください。



終生飼養しましょう。



多頭飼育は控えましょう。



犬の登録をしてください。



ペットの健康管理に気をつけてください。

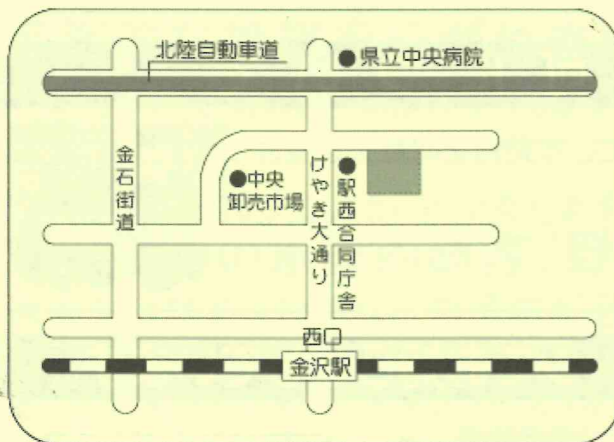


狂犬病予防注射を受けてください。動物由来感染症に注意してください。



相談窓口

金沢市保健所



金沢市保健所 衛生指導課
☎ 234-5114

小動物管理センター



小動物管理センター
☎ 258-9070

ペットの飼い方について

犬が人に危害を与えないために、屋外にでるときは
リード(引き綱)をつけなくてはなりません。

- **犬の散歩について**
 - ・犬の嫌いな方や犬をこわがる方もいらっしゃいます。リードをつけて、しっかりコントロールしてください。
 - ・糞や尿の始末は、飼い主の責任です。マナーを守って散歩しましょう。

望まれない子犬、子猫の出生を防ぐために
不妊去勢手術を受けさせましょう。

- **犬、猫の不妊去勢手術について**
 - ・繁殖を望まない場合は、犬、猫に不妊去勢手術を受けさせてください。
 - ・猫は繁殖力が強い動物ですので、不妊去勢手術をしなければ、のら猫の増加につながります。

伝染病、不慮の事故から守り、近所からの苦情の発生を防ぐために
猫は屋内で飼いましょう。

- **猫の屋内飼いについて**
 - ・猫の嫌いな方、アレルギーをもっている方もいらっしゃいます。屋内飼いによる気配りを心がけてください。
 - ・交通事故や猫同士のけんかなどによる事故を防ぐことができます。

近隣の方へ気配りを
多数のペットを飼うことは控えましょう。

- **ペットをたくさん飼うことについて**
 - ・飼い主が世話のできる範囲を超えて、複数のペットを飼うことは近隣の方に悪臭や騒音などの被害や迷惑を与えてしまいます。
 - ・ペットはたいへんかわいいものですが、近隣の方へ気配りが必要です。

迷い犬、迷い猫をなくすために
所有者がわかるようにしましょう。

例) 犬の鑑札、迷子札、マイクロチップ

人に危害を与えるおそれのある特定動物を飼う時は
許可が必要です。 例) ワニ、ヘビなど

回																			
覧																			

① 犬を飼う時

○ 犬を購入または譲り受けた場合

- ・犬の本能、習性および犬種による飼い方や犬の病気についてペットショップなどで十分な説明を受けましょう。
- ・犬にとって必要な訓練などを受けさせましょう。
- ・かかりつけの動物病院を探しましょう。

○ 飼い主のマナーについて

- ・糞などの後始末は飼い主の責任です。
- ・放し飼いはやめてください。法令に違反します。
- ・吠え声は、ご近所の方に迷惑をかける恐れがあります。しつけを行い、ご近所への気配りをお願いします。



② 犬を飼い始めたら必要な手続きを忘れずに

○ 犬の登録と狂犬病の予防注射

- ・犬が生後90日を過ぎたら、登録と狂犬病の予防注射を受けることが義務づけられています。
- ・動物病院では、いつでも登録と予防注射を受けることができます。
- ・登録のみの場合は、金沢市保健所または小動物管理センターで受付をしています。

○ 犬の登録内容に変更がある場合

○ 犬が転出する場合（金沢市外へ）

- ・犬の飼い主の方は、転入先自治体の犬を登録する担当課に「犬の鑑札」などを提出して手続きをしてください。
- ・金沢市での転出の手続きは不要です。



○ 犬が転入する場合（金沢市内へ）

- ・犬の飼い主の方は、転出した自治体で交付された「犬の鑑札」や「狂犬病予防注射の案内はがき」を持参して、金沢市保健所衛生指導課または小動物管理センターで手続きをしてください。
- ・次年度より狂犬病予防注射の案内はがきを郵送します。

○ その他の登録内容に変更がある場合

- ・飼い主の変更、金沢市内での住所の異動、犬の死亡については届出が必要です。
- ・狂犬病予防注射の案内はがきに「変更届」、「死亡届」の用紙が添付されていますので、そちらに記入し郵送していただいても結構です。

① 猫を飼い始める前に

猫は繁殖力の強い動物です。
猫の本能、習性、行動について知っていますか。

- 猫は発情、妊娠、出産を年間2回から3回繰り返します。
- 猫は1回の出産で、4匹から8匹の子猫を産みます。
- 1年間で、1組のつがいから何十匹にも増えてしまいます。
- 望まれない子猫の誕生を防ぐために、不妊去勢手術を受けさせましょう。



② 猫を飼い始めたら

とくに、住宅密集地では
近隣の方に迷惑をかけることがないように気くばりが必要です。

- 猫は屋内で飼いましょう。
- トイレのしつけをしましょう。
- 猫をたくさん飼うことは控えましょう。
- 安易に飼養放棄をする前に命の大切さを考えてください。



「めす猫不妊手術費用」を助成します。

○ 助成対象者

金沢市内でめす猫を飼われている方

○ 助成金額

めす猫不妊手術助成額 3,000円

○ 申請手続

動物病院でめす猫不妊手術を受けられる際におたずねください。



次のような場合は連絡してください

① 犬や猫と共に暮らしていただける方を募集しています。

- ・小動物管理センターに収容された健康な犬や猫を、適正に飼育していただける里親（飼い主）希望者に無料でお譲りしています。より多くの犬や猫が生涯にわたり、健康で安穩な生活をおくることを目的として、犬、猫の里親制度を実施しています。
- ・金沢市保健所衛生指導課または小動物管理センターまでおたずねください。

② 犬が人にかみついた場合

③ 飼い主から放れ、放浪している犬がいる場合

④ 飼い主不明の犬、猫が迷いこんできた場合

- ・犬が人にかみつく事故が、毎年発生しています。
- ・見慣れない犬には、不用意に近づかないでください。
- ・上記の②から④の場合は、金沢市保健所衛生指導課、小動物管理センターまたはお近くの警察署や交番に連絡が必要です。

⑤ ペットが行方不明になった場合

- ・逃げ出した場合は、金沢市保健所衛生指導課または小動物管理センターへ速やかに連絡してください。
- ・本市における動物の保護の状況を確認できます。
- ・お近くの警察署や交番に保護されている場合がありますので、ご確認ください。

⑥ 犬や猫が捨てられていたり、虐待を受けている場合

- ・ペットを捨てたり、虐待することは犯罪です。
- ・捨て犬、捨て猫を見つけた場合は、警察署や交番に届け出てください。

⑦ 猫の被害でお困りの方は「猫侵入防止器の貸出し」を行っています。

- ・外飼いの猫が自宅の敷地内に入って困っているなど猫による被害を軽減することを目的として、猫侵入防止器の貸出しを行っています。
- ・詳しくは小動物管理センターまでお問い合わせください。

ペットの防災について考えましょう

① ペットの健康管理を行ってください。

- 日ごろからペットの体調管理に心がけてください。
- ・毎年狂犬病予防注射を受けてください。
- ・ペットの伝染病を防ぐため、ワクチン接種を受けてください。
- ・健康管理のためにかかりつけ動物病院を持ちましょう。



② ペットにしつけをしてください。

- ペットが集団生活になれるようしつけをしてください。
- ・飼い主の方は、ご近所の方に迷惑をかけることがないように、マナーを守った飼い方を心がけてください。
- ・犬の場合は、「まて」、「ハウス」などの命令に従うようにしましょう。



③ ペットの飼い主の方々とコミュニケーションをとってください。

- ペットの飼い主同士で、ネットワークをつくりましょう。
- ・災害の発生に備えて、協力しあえる飼い主の仲間をつくりましょう。

④ ペットが迷子にならないようにしましょう。

- 迷子札をつけましょう。
- ・犬の場合は、首輪や胴輪に鑑札や狂犬病注射済票をつけなければいけません。
- ・マイクロチップを装着しましょう。
- マイクロチップを装着すれば、迷子になっても、マイクロチップ内の飼い主情報を読み取ることにより、飼い主の方がわかるしくみになっています。
- マイクロチップについては、動物病院でご相談ください。

⑤ ペットのための防災用品を準備しましょう。

- 責任をもって準備しましょう。
- ・水、エサなどの食料
- ・首輪、リードなどの用具
- ・ペットを運搬するための用具
- ・かかりつけ動物病院より処方されている薬



マイクロチップとは

マイクロチップは、直径2mm、長さ約8~12mmの円筒形の電子標識器具で、内部はIC、コンデンサ、電極コイルからなり、外側は生体適合ガラスで覆われています。それぞれのチップには、世界で唯一の15桁の数字(番号)が記録されており、この番号を専用のリーダー(読取器)で読み取ることができます。動物の安全で確実な個体識別(身元証明)の方法として、ヨーロッパやアメリカをはじめ、世界中で広く使われています。わが国でも、近年犬や猫などのペットを中心として利用者が急増しています。



動物から人に感染する病気について

＝ 動物由来感染症とは ＝

- ・ペット等の動物から人に感染する病気を「動物由来感染症」といいます。
- ・人が病気を持った動物と濃厚に接触することにより感染することがあります。

次のようなことを日常生活で注意し、正しい知識を身につけて、感染症を予防しましょう。

犬の登録と狂犬病の予防注射をしましょう。 狂犬病の予防注射が義務づけられています。



- ・狂犬病は、人を死に至らしめる恐ろしい病気です。
- ・狂犬病の感染を防ぐためにも、国内で飼われている犬は、毎年狂犬病の予防注射を受けなければなりません。

動物には病原体がいることがわかっています。 過剰なふれあい、濃厚な接触は控えましょう。

- ・口移しでえさを与えたり、食器、はしなどの共用は控えましょう。
- ・動物と共に寝ることは濃厚な接触になりますので控えましょう。
- ・近年、犬や猫に咬まれたり、ひっかかれたりして犬や猫の口の中やつめにいる細菌がもとで高齢者の死亡例が報告されていますので、注意が必要です。

ふれあうことにより、人に病気を起こす場合があります。 動物に触ったら、手を洗いましょう。

動物が触れたものなどには病原体がいることがあります。 動物の身の回りを清潔にしましょう。



- ・動物のブラッシングやつめ切りなどの手入れをしましょう。
- ・飼育小屋、鳥かご、水槽などを洗浄し、清潔に保ちましょう。
- ・糞尿はただちに処理しましょう。

鳥を屋内で飼う場合、羽毛や乾燥した糞が屋内に飛散することがあります。 定期的な換気を心がけましょう。

- ・鳥を飼っている方は、鳥からうつる病気に注意してください。

危険な病気を持っていることがあります。 野生動物の家庭内飼育、野外での接触はさげましょう。 過剰な接触をさけるなどの予防が必要です。

- 犬 …… 狂犬病、皮膚糸状菌症、エキノコックス症、カプノサイトファーガ感染症など
- 猫 …… 猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、コリネバクテリウム感染症など
- ねずみ …… レプトスピラ症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス症、野兎病など
- 鳥 …… オウム病、鳥インフルエンザなど

本市の主な動物愛護などの事業

4月 狂犬病の集合注射

- ・狂犬病の予防注射は、毎年必ず受けることが義務づけられています。
- ・注射会場には、案内はがきを持参してください。案内はがきに記載してある問診票を必ず記載してください。
- ・集合注射会場で犬の登録をすることができます。
- ・集合注射会場で注射ができない場合は、金沢市内の動物病院でいつでも注射を受けることができますが、4月から6月までの間に狂犬病の注射を済ませてください。



6～8月 マナーパトロールの実施

- ・ペットの飼い方マナーの向上のため、衛生指導課、緑と花の課、市民参画課が協働で都市公園などでパトロールを行っています。
- ・ペットの飼い主の方は、放し飼いをしないことや糞の後始末をしてください。公園を利用する方の迷惑にならないように心がけてください。



9月 動物愛護週間事業

- ・9月20日から同月26日は動物愛護週間です。本市では、毎年動物愛護週間事業として、ペットの問題行動についての講演会、相談受付やパネル展示を行っています。
- ・入場は無料となっていますので、ペットの飼い方について相談のある方も参加してください。また、講演の内容は、毎年変わりますので、金沢市保健所衛生指導課までお問い合わせください。



動物取扱業の登録について

- ・ペットショップ、ペットホテルやペットの美容室などを営業される方は登録が必要です。
- ・登録に必要な手続きの説明や登録申請受付を行っていますので、金沢市保健所衛生指導課までお問い合わせください。

特定動物の許可について

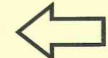
- ・ヘビ、ワニやサルなどで特定動物に指定されている動物を飼育する場合は許可が必要です。
- ・許可に必要な手続きの説明や許可申請受付を行っていますので、金沢市保健所衛生指導課までお問い合わせください。



ペットについて保健所ホームページでお知らせしています。

金沢市保健所 ペットの管理

検索



検索してください。